

# 判例評論

平成18年11月1日

第573号

団体生命保険最高裁判決の震動

宮島 尚史 112

## 最新判例批評

- 八〇 都市計画に関する基礎調査の結果が客觀性、実証性を欠くことから都市計画変更決定を違法として建築不許可処分が取り消された事案（東京高判17・10・20）……………小幡 純子 177
- 八一 管理費の滞納のある区分所有建物を競売により買い受けた者が、滞納管理費を管理組合に支払った場合、元の区分所有者に對して求償することができるとした事例（東京高判17・3・30）……………片桐 善衛 185
- 八二 パチンコ機における人物絵の利用によるパブリシティ権侵害の成立——矢沢永吉事件（東京地判17・6・14）……………三浦 正広 186
- 八三 特許製品の使用済み品を再利用した、いわゆるリサイクル製品であるインクカートリッジにつき、国内消尽及び国際消尽が否定され、同製品の輸入・販売等に対する特許権者の差止請求が認容された事例——インクカートリッジ事件控訴審判決（知的財産高判18・1・31）……………高林 龍 190
- 八四 会社が一〇年間の備置期間経過後に保存している取締役会議事録については、閲覧及び贋写の許可の対象とならないとされた事例（東京地決18・2・10）……………藤原 俊雄 201
- 八五 減額改定を四月に実施した場合に支払われるべき給与と四月以降一ヶ月までに実際に支払われた給与との差額を、一二月期の期末勤勉手当において減額調整した学校法人の措置が違法とされた事例——福岡雙葉学園事件（福岡高判17・8・2）……………小島 典明 205
- 八六 いわゆる低周波治療器型体温計を使用してスロットマシンからメダルを取得する行為が窃盜罪に当たるとされた事例（宮崎地都城支判16・2・5）……………山中 敏一 212
- 八七 他人名義のクレジットカードの使用と名義人の承諾（最二決16・2・9）……………木村 光江 216
- 八八 治療の目的で救急患者から尿を採取して薬物検査をした医師の通報を受け警察官が押収した上記尿につきその入手過程に違法はないとした事例（最一決17・7・19）……………米澤 敏雄 222

**八五 減額改定を四月に実施した場合に支払われるべき給与と四月以降一一月までに実際に支払われた給与との差額を、一二月期の期末勤勉手当において減額調整した学校法人の措置が違法とされた例**

### 福岡雙葉学園事件

大阪大学 教授 小鳥典明

〔賃金請求控訴事件、福岡高裁平一七(第)四六号、平17・8・2民三部判決取消(上告)、判例時報一九二二号一六三頁〕

【事実】控訴人(原告)Xらは、学校法人を経営する被控訴人(被告)Yに勤務する教職員であり、Yの給与規程には、期末勤勉手当を「六月三〇日、一二月一〇日および三月一五日にそれぞれ在職する職員に対して、その都度理事会が定める金額を支給する」旨の規定(四条一〇号)がある。

Yは昭和五一年ころから、人事院勧告に倣つて給与改定を実施してきたが、増額改定が行われた場合には、その年の四月から一月分の給与について、実際に支払われた金額と改定後の給与規程によつた場合の差額を、一一月末ころに別途支給していた。平成一四年五月三〇日、Yは理事会において、一二月期の期末勤勉手当の算定基礎額と乗率を定め(期末手当は、本俸、扶養手当、調整手当及び教職調整額の合計額を算定基礎額とし、その二・六か月分とする)。また、勤勉手当は、本俸、調整手当及び教職調整額の合計額を算定基礎額とし、その〇・六か月分とする)。平成一四年度の人事院勧告を受けて同年一一月の理事会で正式に決定することを議決し、同年六月二〇日、Xらを含む職員に対しても、その旨の通知を行つた。

その後、二・〇三%の給与引下げ等を内容とする人事院勧告を受け、Yは、同年一一月一四日の理事会において、職員の月給を定める給与規程別表を人事院勧告に準拠して改定すること、および一二月期の期末勤勉手当の支給額について、上記提案による算定基礎額(但し、改定後の給与規程別表による)と乗率によりこれを算定した上で、さらに人事院勧告に倣つて調整を行うことを決定。同月二〇日には、Xらを含む職員に対しても、その旨の通知を書面で行つた。なお、その書面には、上記改定が平成一四年四月一日に遡及して実施されること、および四月から一一月の差額は一二月期の期末勤勉手当から控除される旨の記載があり、二月一〇日、その内容に従つて、期末勤勉手当が支給された。

また、平成一五年度においても、Yは五月二八日の理事会において、前年度と同様の議決を行い、一・〇七%の給与引下げ等を内容とする人事院勧告を受けて、一月一〇日には、前年度と同様の調整を行うことを理事会で決定。同月二〇日には、Xらを含む職員に対してその旨の通知を行い(但し、前年度とは異なり、調整の内容には詳細に触れたもの、遡及という表現は用いられなかつた)、一二月一〇日、通知内容に従つた期末勤勉手当が支給された。これに対し、Xらが調整額(減額分)と遅延損害金の支払いを求めて提訴したところ、一審福岡地裁(平16・12・22判決、労働判例九〇二号八八頁)は、次のように述べ、Xらの請求を棄却した。  
① 上記認定事実によれば、Yは、平成一四年度および平成一五年度における一二月期の期末勤勉手当について、当該年度の五月に行われる理事会において、「正式には、当該年度の人事院勧告を受けて、当該年度の一月を開催する理事会において決定する旨議決しているから、当該年度の五月に行われた理事会において、理事会が期末勤勉手当の具体的な支給額までを決定したとはいえない。したがつて、Xらが、五月の理事会を経したことによって期末勤勉手当について、具体的な金額の支払を請求する権利を取得したと認めるることはできない」。

また、「Yは、昭和五一年ころから毎年一一月に人事院勧告に倣つて給与規程を改定してきたものであり、一二月一〇日支給の期末勤勉手当の算定基礎額は、改

定後の給与規程によつていたと認められるところ、五月の理事会においては、期末勤勉手当の算定基礎額をどの時点における給与規程によるのかが明らかでなく、具体的な支給額は定まっていない。仮に一二月一〇日時点での給与規程によると解釈した場合においても、その時点での給与規程の内容が確定していないことからすれば、「五月の理事会において」乗率が決定したとしても、支給額が具体的に確定したとはいえない」。そして、平成一四年度および平成一五年度における一二月期の期末勤勉手当についても、「理事会にとつて人事院勧告によつて調整する旨の決定によつて、人事院勧告に倣つて調整する旨の決定によつて、具体的な算定を行うことは明らかであるといえるから、その決定が形式的なものであつたとはいえない」。

このように、「期末勤勉手当の具体的請求権は、理事会の決定により発生するものであるから、Xらに対する「乗率の」告知をもつて具体的請求権が発生するとはいえず、また、前記のとおり、乗率のみによつては具体的金額は確定しないから、乗率の告知の存在は、前記結論を左右するものではない」。

「以上によれば、Yは、平成一四年、平成一五年のいずれも一月に開催された理事会において、期末勤勉手当の乗率を五月に開催された理事会における提案の「の」とおりとし、人事院勧告に倣つて調整する旨を決定したと認められ、同決定により、XらはYに対し同決定内容の期末勤勉手当の請求権を取得した」といえる。

(2) 他方、期末勤勉手当の支給金額算定方法は、その実質において給与の減額改定を四月に遡及して適用するものであり、違法・無効であるとのXらの「主張する」は、期末勤勉手当につき、Xらがその主張する具体的な請求権を有していることを前提として、Xらの請求の理由となり得るところ、「Xらは、その主張する請求権を有しているとはいえないから、Yが五月の理事会で提案されていた乗率から人事院勧告に倣つて、四月から一月までの間に支払った給与とその期間につき改定後の給与によつた場合の支給額の差額を控除するという算定方法により具体的な期末勤勉手当の支給額を決定したこと」をもつて、給与規程の改定を遡及的に適用した結果をすでに決定した支給額から控除したこと

ということはできない」。

「また、XらがYが給与規程の改定を遡及して適用し、期末勤勉手当から減額したことを示すものとして主張する前記通知における文言は、具体的な支給額を決定するについての算定方法を示したものにすぎないから、前記結論を左右するものではない」。

③ 「なお、Y職員の期末勤勉手当の支給額は、給与規程によつて労働契約の内容となつてある俸給、諸手当とは異なり、給与規程四条一〇号によつて、その都度理事会が定めることとされており、他に期末勤勉手当の支給額について定めた規定や合意は存在しない」ことからすれば、Yが、職員に対しても支払う期末勤勉手当の支給額は、専らYの理事会の裁量によつて定まるものといえる。そして、Yが教育機関であり、各職員の業績の査定が困難であること、県や市から補助金を受けていること、Yが昭和五一年ころから、人事院勧告に倣つて給与を増額し、当該年度の四月分から一月分の増額に相当する分については別途支給してきたこと、「平成一四年度および平成一五年度においても、Yは」具体的な期末勤勉手当の支給額の算定にあたり、上記のとおり、一定の基準額から給与規程の改定を前提にその差額を控除するという算定方法によつたにすぎないことを考慮すると、Yが一月に開催された理事会において決定した期末勤勉手当の支給額が、Yの理事会の裁量を逸脱する違法、無効なものとはいえない」。

したがつて、平成一四年一二月一〇日および平成一五年一二月一〇日に支給された期末勤勉手当の支給額は、「いずれもYによって減額された」ということはできず、「Yは、Xらに対し、支給すべき金額の全額を支払つており」、給与全額払いの原則に反するともいえない。

二 「思つに、賞与もまた本質的には用払いの賃金と同様に労働者に対する賃金にほかならないと解すべきであり、したがつて、賞与の支給の有無及びその支給額は、労働契約の重要な内容をなすものといふべきである」。

この点を本件について見るに、Yの給与規程では、期末勤勉手当の支給について、「六月三〇日、一二月一〇日、及び三月一五日にそれぞれ在職する職員に対して、その都度理事会が定める金額を支給する」と定められてゐるだけであるが（第四条）、ここにいう期末勤勉手当とは賞与にほかならず、また、ここでは期末勤勉手当が支給されること自体は当然の前提とされているのである。しかも、Yは、私立学校の運営という社会の経済状

【判旨】 原判決取消し

一 本件の場合、平成一四年度および平成一五年度の一二月期の期末勤勉手当が、これに先立つ五月理事会において具体的な支給額まで決定したということはできず、これが決定されたのは一月理事会においてであること」は原判決が説示するところである。

しかしながら、これら兩年度においては「人事院勧告

況に左右されにくい事業を営んでおり、それに勤務するXらを含む教職員の業績にも大きな較差はないことから、原則として同一の条件での支給が継続されているという実情もあるのである。そうであれば、一二月期に期末勤勉手当が支給されることは、YとXらとの労働契約の重要な内容となっているものといわなければならぬ。なるほど、上記のとおり、「Yの」給与規程では「その都度理事会が定める金額を支給する」と規定されており、一二月期の期末勤勉手当については「一月理事会の決定により支給額が決定されることとされていたことは既に認定したとおりであるが、それだからといって、具体的な支給額が決まらなければ、期末勤勉手当の請求権が発生しないというものではない。このことは、偶々一月理事会において具体的な支給額が決定されなかつたというような場合を考えて見れば明白白々である。そのような場合においても、Xらが一二月期の期末勤勉手当の請求権を有していること自体に疑問を差し挟む余地はないのである。したがって、「この点において」原判決の説示を採用することができないことは明らかである。

三 「ところで、上記のように、一月理事会において具体的な支給額が決定されなかつた場合における二月期の期末勤勉手当について、従前の支給実績（具体的には前年の支給額ということになる）に基づいて請求権が発生するものと解するのが相当である。それは、毎年度の期末勤勉手当の支給実績がその都度個別の労働契約の中に取り込まれ、労働契約の要素と化しているものと解されるからである。

そうだとすると、一月理事会において従前の実績を下回る支給額が決定された場合においても、それは労働契約の内容を労働者不利に変更するものにはならないから、それが効力を有するためには原則として個別に労働者側の同意があることを要するものというべきであ

る。したがって、労働者側の個別の同意がない場合において、当該決定が有効であるといえるためには、その減額が必要やむを得ないものであるなど合理的な理由があり、かつ相当であるなど、特段の事情が認められなければならぬ」。

本件の場合、「Xらは、兩年度の人事院勧告の内容に従つた給与規程の減額改定自体は、これをやむを得ないものとして受け容れていることが認められるから、これについては黙示の同意があつたものとみなされる。また、そうであれば、兩年度の一二月期の期末勤勉手当が減額改定された給与規程に基づいて算定されることについても、同様に黙示の同意をしているものと認めて差し支えない」。しかしながら、他方で「Xらが「調整」による減額について同意をしていないこと「も」明白である。

そうすると、本件においては、「調整」による減額について、労働者側の個別の同意がないにもかかわらず、なおその効力を肯定すべき特段の事情が認められるか否かのみを判断すれば足りることになる。

四 本件は、Yが「昭和五一年以来、長年にわたつて給与規程を人事院勧告に倣つて改定してきたこと、したがつて各年度の一二月期の期末勤勉手当もその都度の人事院勧告に準拠して支給してきたこと、そのようなところから、平成一四年度及び平成一五年度については人事院勧告の内容がいわゆるマイナス勧告であったにもかかわらず、従前同様に同勧告に従つて、兩年度期末勤勉手当についても減額支給した」事案であるが、「同じく人事院勧告に倣うといつても、その勧告内容の如何によつては労働者側にとつては大きな差が出現することになるのは見易いところである。それにもかかわらず、YとXとの間に、勧告内容がどうであれ、常に毎年度の人事院勧告に従つて給与規程が改定され、一二月期の期末勤

勤手当の支給額もこれに基づいて算定されるということについて明示又は黙示の合意があつたとまでは認められない。むしろ、昭和五一年以来、人事院は一貫していわゆるプラス勧告をしてきたのであり、同勧告の直接の対象である一般職国家公務員はもとより、労働者側、使用者側、さらには国民一般においてもそのこと自体を疑うようなことは絶えて無かつたのである。したがって、上記兩年度のよう、いわゆるマイナス勧告がなされたるるような事態はおよそ想定されていなかつたものと言わなければならない。そうであれば、Yにおいて、長年にわたつて上記のよき運用をし、これが当然の如くにYの職場に受け容れられてきたという事実があるからといつて、それは勧告内容がいわゆるプラス勧告であり、労働者側にとって相応の利益になるものであつたが故に、たまたま労働者側の個別の同意を得るまでもなかつたというに過ぎず、上記兩年度のようないわゆるマイナス勧告がなされた場合についてまで、安易にこれと同視することは許されない。

もっとも、人事院勧告は、物価の変動や一般職国家公務員給与の民間企業におけるそれとの格差の有無・程度などの諸事情を勘案してなされるものであるから、その勧告内容は相応の客観的な根拠を有するものと評価することができますが、それだからといって、Yの給与規程などが常に人事院勧告に倣つた内容に改定されなければならないという必然性はないし、また、その旨の労使間の協定や合意があつたともいえない以上、この点をもつて前記判断を左右することはできない」。

五 「さらに、Yが人事院勧告に倣つたと強調する「調整」については、法律（一般職の職員の給与に関する法律）で、その支給すべき俸給等が定められる一般職国家公務員の場合には、その改定期間をいつからと定めるかは、国会の法律案の議決で決められるが、民間給与を決定する場合にも、それが当然合理性を持ちうることにはならない。この場合には、労働条件を適つて不利益

に変更出来るかという問題に直面せざるを得ず、しかも、その金額自体は全体の額からすれば僅少にしかならないことからすれば、そのような調整をすることが許されるためには、さらに特段の事情が必要であると考えられる。

然るに、Yは、人事院勧告に倣つたということ以上に何ら特段の事情を主張せず、それだけでは上記のような「調整」を合理的なものであるとすることができないことは、前記四で判断したとおりである。

六 「以上によれば、平成一四年度及び平成一五年度の一二期の期末勤勉手当の支給は、Xらの個別の同意を得ることもないとするだけの特段の事情も認められないにもかかわらず、平成一四年度及び平成一五年度の人事院勧告に従つて給与規程に基づく給与の減額改定をした上、さらにはそれを四月に遅らせるという労働者にとって不利益（減額）をもたらす結果となる内容の兩年度の人事院勧告に漫然と従つて「調整」をして支給したという点において違法であり、その限りにおいて無効であるものと言わなければならない。

七 「そうすると、その余のXらの主張（労働基準法二四条一項違反）については判断するまでもなく、上記兩年度の一二期の期末勤勉手当のうち、上記のとおり違法・無効とされる減額部分の支払いを求めるXらの請求は理由があることになる。」

#### 【評決】 判旨には疑問がある。

##### 一 賞与と期末勤勉手当

民間でいう賞与（一時金）を、公務員の世界では期末勤勉手当といふ。社会福祉法人のような公益法人のほか、学校法人も、公務員に準じた給与体系を採用していることから、賞与に代えて期末勤勉手当と称し、これを支給しているところが多い。

民間企業における賞与の場合、当期利益の従業員への配分といった性格が強く、その額は企業業績によって大きく変動する。したがって、労働基準法が賞与を労働の対価として賃金と考えていることは疑う余地がない（法

条一）としても、通常の賃金とは異なり、その計算方法を就業規則（給与規程）で予め規定すること（同法八九条二号）は、およそ不可能に近い。「賞与の額は、会社の業績及び従業員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する」。厚生労働省のモデル就業規則に倣い、賞与の支給額をこのように規定している企業も少なくない。会社の業績や従業員の成績次第で、高くもなければ低くもある。

それが賞与の宿命と考えてよい。

こうした支給額の上下変動は、程度の差こそあれ、公務員や法人職員に支給される期末勤勉手当についても同様にみられる事で、その額がこれまでもアップダウンを繰り返してきたことはよく知られている（一般職の員につき、下表を参照）。公務員の給与が民間給与に準拠して決定され（国家公務員法六四条二項）、法人職員の給与がその公務員給与に準拠して決められる以上、そうならなければ、むしろおかしいのである。

このように、賞与や期末勤勉手当については、支給実績が年度ごとに変動（上下）することは、その性格上当然のことであり、仮に前年度の支給実績を下回ったとしても、これを不利益変更と解すべきではない。

それゆえ、判決（判旨三）のいうように「毎年度の支給実績がその都度個別の労働契約の中に取り込まれ、労働契約の要素と化している」とすることは、こうした期末勤勉手当の性格を無視したものといわざるを得ず、「一月理事会において具体的な支給額が決定されなかった場合においても、それは労働契約の内容を労働者に不利に変更するものにはかならないから、それが効力を有するためには原則として個別に労働者側の同意があることを要する」とすることは、このような誤った解釈を

期末勤勉手当の推移等（一般職の国家公務員）

年度	期末勤勉手当の支給倍率（月数）						人事院勧告	給与改正		
	6月			12月						
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	計				
昭和51	1.40	0.50	2.00	0.60	0.50	5.00	6.94	実施見送り		
52	1.40	0.50	2.00	0.60	0.50	5.00	6.92	2.03		
53	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	6.84	3.37		
54	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	6.70			
55	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	6.61			
56	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	5.23			
57	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	4.58			
58	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	4.47			
59	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	6.44			
60	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	5.74			
61	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	2.31			
62	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	1.47			
63	1.40	0.50	1.90	0.60	0.50	4.90	2.35			
平成1	1.50	0.60	1.90	0.60	0.50	5.10	3.11			
2	1.60	0.60	2.00	0.60	0.55	5.35	3.67			
3	1.60	0.60	2.10	0.60	0.55	5.45	3.71			
4	1.60	0.60	2.10	0.60	0.55	5.45	2.87			
5	1.60	0.60	2.00	0.60	0.50	5.30	1.92			
6	1.60	0.60	1.90	0.60	0.50	5.20	1.18			
7	1.60	0.60	1.90	0.60	0.50	5.20	0.90			
8	1.60	0.60	1.90	0.60	0.50	5.20	0.95			
9	1.60	0.60	1.90	0.60	0.55	5.25	1.02			
10	1.60	0.60	1.90	0.60	0.55	5.25	0.76			
11	1.60	0.60	1.65	0.60	0.50	4.95	0.28			
12	1.45	0.60	1.60	0.55	0.55	4.75				
13	1.45	0.60	1.85	0.55	0.55	4.70				
14	1.45	0.60	1.55	0.55	0.55	4.65				
15	1.55	0.70	1.45	0.70	0.70	4.40	-2.03			
16	1.40	0.70	1.60	0.70	0.75	4.40	-1.07			
17	1.40	0.70	1.60	0.75	0.75	4.45	改定なし			
18	1.40	0.70	1.60	0.75	0.75	4.45	改定なし			

0.12(俸給改定なし)  
0.08(俸給改定なし)  
0.20  
0.26  
4.55  
4.40  
4.45  
(予定)

注) 一般職の国家公務員には、いわゆる特定幹部職員を含まない。

一月理事会において従前の実績を下回る支給額が決定された場合においても、それは労働契約の内容を労働者に不利に変更するものにはかならないから、それが効力を有するためには原則として個別に労働者側の同意があることを要する」とすることは、このような誤った解釈を





九一〇号一二頁は、その典型例といふことができる。

「公民均衡の觀点からすると、地方公務員の給与は、年度の途中で既に支給済みの給与等も含めて年間ベースで見直す運用を行うことが適切であり、県人事委員会の給与勧告の場合、現にこのような運用が昭和四七年から現在まで約三〇年以上もされており、長年の慣行として定着しているものといえる」。【そして、このような給与改定システムの運用上、県人事委員会が行う調査の結果、地方公務員の給与が民間の給与を下回る場合だけではなく、上回ることもあり得ることは当然の事理であるところ、前者の場合のみ見直しの結果に基づく適切な調整が許容され、後者の場合にその方法のいかんを問わずこれが許容されないとするには衡平を失するものとして、納税者である市民の納得を到底得られず、ひいては財政に対する信頼を損ねることにもなりかねないものというべきであるから、給与減額の場合であつても、これを適切に適用する合理的理由があり、その必要性は相当大きいものといえる】。

年間ベースで民間との給与の均衡を図るという考え方は、ここでも重要なキーワードとなつてゐるが、公務員の給与が民間を下回る（公務員給与を引き上げる）場合にのみ適切調整を認め、公務員の給与が民間を上回る（公務員給与を引き下げる）場合には適切調整を認めないというでは、バランスを失するとの考え方（<sup>（審判決戸地判平17・4・22労働判例九一〇）</sup>）は、当たり前のことといえ、これほど給与原資の負担者である納税者にとって説得力のある論理はない。

公務員の場合には、「最終的には立法政策の選択に委ねられるべきである」（前掲・東京）とか「立法裁量権を逸脱・濫用したとまで認めるることはできない」（前掲・大阪）などとして、逃げを打つこともできる。また、判事に支給される期末特別手当（期末手当と勤勉手当）は、給与

法による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、他の裁判官に支給される期末勤勉手当は、一般的の官吏の例に準じてこれを支給することが法定されており（裁判官の報酬等に関する法律九条一項）、裁判官としても、自己否定につながるような判断はできない。穿った見方をすれば、そうした事情もなかつたとはいえない。

### （二）法人における減額調整

ただ、右の論理は、公務員には通用することであつても、民間（公務員準拠型の法人）には必ずしも通用しない。それゆえであろうか、從前、国や道、町から交付される措置費を主要な財源として運営されてきた社会福祉法人について、人事院勧告に従つた給料表の改定（ベスタンダウン）や手当の減額（期末手当・勤勉手当・扶養手当・寒冷地手当・支給率の減率）を内容とする給与規程の改定それ自体は有効としつつ、期末手当における減額調整に關してはこれをあつさりと無効とした裁判例（八雲会事件〔函館地判平三月〕）もある。

この事件の場合は、同年度規程の附則で「減額改定された給料表及び扶養手当に関する規定については平成一四年四月一日から適用する」旨がストレートに定められており、一五年三月期の期末手当による減額調整が「既に具体的に発生していた原告らの賃金請求権を不利益に変更したものであつて」許されないと判断されたことはやむを得ないとし

て、このような事情を伴わなかつた平成一五年度の減額改定（一二月期の期末手当）についてまで、判決は「実質的に許されないと判断されたことはやむを得ないとし

ても、このような事情を伴わなかつた平成一五年度の減額改定（一二月期の期末手当）についてまで、判決は「実質

いかといふ疑問は依然として残る。これまでベースアップのときは、長年にわたつて適切適用までしてきたのに、ベースダウンになると、賞与（期末勤勉手当）による調整すらできない。これを理不尽と考える経営者は（する法律九条一項）、裁判官としても、自己否定につながるような判断はできない。穿った見方をすれば、そうした事情もなかつたとはいえない。

### 三 まとめにかえて——国立大学法人への教訓

それゆえ、裁判が目指すべきものが「衡平の確保」であるならば、上告審で結論が覆る余地は十分にある。評者はこう考えるのである。

国立大学法人の給与規程は、給与法の内容を「丸写し」にしたものが多い。その支給倍率が本則に定められているため、本件評議事件において問題となつたような減額調整を行うときは、附則で改正給与法附則と同じような定めを置くことが必要になる。

平成一七年度の減額改定の際には、一二月期の期末手当に關する規定がたまたま〇・〇五か月分アップしたために、減額調整分を多少とも勘案して、増率分を〇・〇二五か月分にとどめる等の操作を行つた国立大学法人も少なくなかつた。わずかであつても、期末手当の支給倍率がアップするのであるから、不利益変更の問題は生じない。多くの国立大学にとって、減額調整問題を回避する道はそれしかなかつたのである。

また、法人化前のことではあるが、平成一四年度における一二月期の期末手当の支給額も、実際には前年度の支給実績を下回らなかつた。支給倍率が〇・三〇か月分アップしたために、これにマイナス改定後の俸給額を掛け合わせ、かつ、減額調整を実施したとしても、まだおわらない（減額調整措置は違法）といふことになろうが、公務員に認められることがなぜ民間では認められない

ことが、公務員に認められることがなぜ民間では認められない

告に完全に準拠した期末勤勉手当の改定を行っていたとすれば、本件判決の論理を前提とする限り、平成一四年度については結論が逆になつていた可能性もある。同年度の場合、Yが本俸の廻及改定を行ふことを明言していただけ、その点から違法とされる余地はあつた（前掲判決を参照）が、支給額の増減だけで考へると、こうなるのである。

とはいへ、平成一五年度がそうであつたように、期末勤勉手当の支給倍率そのものを下げるを得ない場合もある。このようなとき、給与規程にその支給倍率を定めていれば、不利益変更の問題が生じることは避けられない。評者自身は、給与規程に定める期末勤勉手当の支給倍率は、当該年度限りのものとして理解する（前述したよ法も同様の）のが当事者の意思解釈としても最も妥当であると考えるが、裁判所が同じように判断してくれるという保証はない。

だとすれば、期末勤勉手当の支給倍率を定める規定を給与規程から削除する以外に方法はない（ちなみに、評者る給与規程では「期末手当の額は、その期」）。それでも減額調整の問題は残るが、支給額の計算方法までは具体的に明示する義務は使用者はない。「人件費の大半を運営費交付金（＝税金）で賄つてゐる以上、公務員の支給額を超える期末勤勉手当は支給できない。支給額もそれを前提として決定する」。それで十分考へるのであるが、どうであろうか。